

## 事業量の見込みと区域設定

### 1 事業量の見込みと教育・保育提供区域

市町村は、子ども・子育て支援法により、平成 27 年度から 5 年間で計画期間とする、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定します。

子ども・子育て支援法により、この計画では、市町村ごとに一定の区域を定め、その区域の教育・保育のニーズを算出し、それらを満たすための教育・保育の提供体制の確保の内容と、その時期を示します。

この区域を「教育・保育提供区域」と呼んでいます。

### 2 子ども・子育て支援事業計画で定める事項

教育・保育提供区域ごとに、次の事項を定めます。

\* 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み（必要利用定員総数）」、教育・保育施設及び地域型保育事業による「確保の内容及び実施時期」

\* 地域子ども・子育て支援事業（13事業）の「量の見込み」、確保の内容及び実施時期

### 3 留意点

教育・保育提供区域の設定に関する留意点としては、次の事項が挙げられます。

\* 子ども・子育て支援法（第61条第2項第1号）により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、区域を定めます。

\* 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）第三 二 1により、市町村は、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を教育・保育提供区域として定める必要があります。

\* 上記の基本指針により、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

\* 上記の基本指針により、教育・保育提供区域は、基本的に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とします。一方、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができるとされています。

認定区分：1号 3歳～5歳（教育のみ）

2号 3歳～5歳（保育の必要性がある）

3号 0歳～2歳（保育の必要性がある）

#### 4 教育・保育提供区域の考え方

この教育・保育提供区域が設定され、新しい子ども・子育て支援制度が導入されても、本市では、居住する区域に関係なく、保護者の方が、任意で教育・保育施設を選択し、希望・申請していただくよう考えております。

具体的な区域設定につきましては、次回の審議会に原案をお示しします。